



日米スポーツ・文化交流会



3月7日、嘉手納町のロータリー広場及びロータリープラザにおいて、日米スポーツ・文化交流会を当局主催で実施しました。

この交流会は、嘉手納町民と米軍嘉手納基地の軍人やその家族との相互理解を深めることを目的に当局初の試みとして行ったもので、嘉手納町民と米軍人等あわせて約200人の参加がありました。

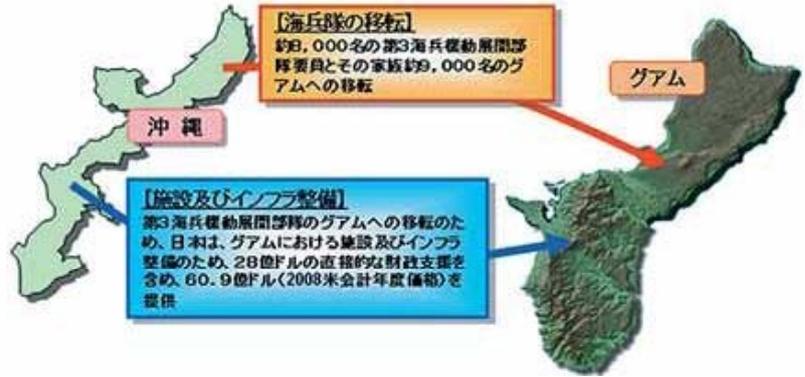
スポーツ交流では、日米の子供たちが玉入れなどを行い、相手に負けじと熱戦を繰り広げ、楽しむ姿が見られました。文化交流では、日米の母親たちの料理交流のほか、沖縄三線を体験しました。



目次	沖縄における米軍再編	2
	普天間飛行場における危険性の除去に係る諸施策 ..	5
	県内企業受注拡大措置の実績	7
	ソマリア沖・アデン湾における海賊対処	8
	防衛施設周辺対策事業	10
	キャンプ・ハンセンにおける山火事への対応	11
	お知らせ	12

在沖米海兵隊のグアム移転

沖縄に所在する約8,000名の米海兵隊の要員とその家族約9,000名が、2014年(平成26年)までに沖縄からグアムに移転することとなっております。



昨年(2008年)4月には米国が「マスタープラン素案の概要」を公表し、グアムの米軍基地に必要な施設の配置計画が示されました。また、本年2月には「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定」が中曽根外務大臣とクリントン国務長官の間で署名されました。同協定については5月13日に国会の承認が得られ、同月19日に発効したところであります。



在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定の主な内容

本文
○2006年5月の日米安全保障協議委員会(「2+2」)で合意された「再編の実施のための日米ロードマップ」の関連記述を再確認。

本文
日本の資金拠出
○我が国政府は、第3海兵隊動員司令部隊の要員約8千人及びその家族約9千人の沖縄からグアムへの移転のための費用の一部として、28億ドル(米国の2008会計年度ドル)を限度とする資金の提供を行う。ただし、米国の資金拠出を条件とする(第1条、第9条1)。

○我が国の資金拠出等に関連し、米国政府は、次の義務を負う。
(1)資金の適正使用(第4条)
(2)グアム移転事業に係る協議を行う過程に参加するすべての者の公正、公平かつ衡平な取扱い(第5条)
(3)未使用残額・利子の返還(我が国実施当局の同意を条件として未使用残額・利子の使用は可)(第7条)

○我が国の資金が拠出された施設・インフラに重大な影響を与えるおそれがある変更が検討された場合、日米両政府は協議し、我が国の懸念を十分に考慮して、米国政府は適切な措置をとる(第8条)。

在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定の主な内容

本文(続き)
米側の措置
○米国政府は、資金拠出を含む移転のために必要な措置をとる。ただし、①米予算の範囲内、②普天間飛行場の代替施設の完成に向けての具体的な進捗があること、③(民営事業を含む)日本の資金拠出での負担を条件とする(第2条、第4条2)。

その他
○(グアムへの)移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本政府による具体的な進展にかかっている。日本国政府は、米国政府との緊密な協力により、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成する意思を有する(第3条)。

○日米両政府は、本協定の実施に関して相互に協議する(第10条)。

(注)日本政策金融公庫の国際協力銀行(JIC)部門による融資等で措置される家族住宅事業等のいわゆる民営事業は本協定の対象外。

(出典:外務省ホームページ掲載資料)

キャンプ・シュワブ周辺において実施している現況調査

普天間飛行場代替施設建設事業に関し、沖縄防衛局は、現在キャンプ・シュワブ周辺の陸・海域において、動植物の生息状況等の現況調査を行っています。

これは、現在、当局が環境影響評価手続を行っている普天間飛行場代替施設建設事業に関し、工事の着工から、施設供用後3～5年間にわたり行うこととしている事後調査や環境監視調査をより効率的・効果的に実施し、また、これら調査の実施に係る細かな計画作成や検証等に用いるため、ジュゴンや藻場等、当該海域における環境上特に重要と考えられる項目について、データを蓄積する目的で、防衛省の所掌事務に基づき、自主的に実施しているものです。

この現況調査は、準備書作成のための環境調査とは目的や根拠法令等を異にするものですが、同様に事業に係る環境の保全に資するものと考えており、沖縄防衛局としては、今後とも、十分に周辺環境に配慮し、事業を進めてまいります。

なお、主な調査内容は、以下のとおりです。

- ① 海域生物調査(サンゴ類・海藻草類、ジュゴン等)
- ② 海域生態系調査
- ③ 陸域動物調査
- ④ 陸域生態系調査
- ⑤ 地形・地質調査

普天間飛行場における危険性の除去に係る諸施策

当局は、普天間飛行場の安全性の向上に資するため、「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」における更なる可能な安全対策について、それらの施策の着実な実施に努めてきました。

具体的には、「飛行経路に係る安全の向上」や「クリアー・ゾーンの拡充」、「航空保安施設の機能向上」を実施するもので、鋭意、工事等を進め、先般(5月21日)、「航空障害灯の設置」を了したことから、同報告書における危険性の除去に係る諸施策の全てが完了しました。

当局といたしましては、更なる普天間飛行場の危険性の除去について、地元の方々の期待に応えることが重要であると考えており、普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチームの場を通じて、どのようなことが可能か引き続き検討して参りたいと考えています。

施策	内容	実施状況
飛行経路に係る安全の向上	密集度の高い市街地直上の飛行を局限	報告書発表時に既に実施済 設置工事完了 (平成21年5月21日)
	場外民間物件への航空障害灯の設置	
クリアー・ゾーンの拡充	場内の樹木の除去 ■高木剪定 約230本 ■高木撤去 約80本	撤去工事完了 (平成20年6月26日)
	場内の不用工作物の除去 ■アンテナ撤去 約30m 1基 ■建物撤去 12㎡ 1棟	撤去工事完了 (平成21年3月31日)
航空保安施設の機能向上	滑走路末端識別灯の新設等 ■滑走路末端識別灯 新設一式 ■進入角指示灯 更新一式	設置工事完了 (平成21年3月31日)
レーダーを使用したシステムの導入		報告書発表時に既に実施済

■ 飛行経路に係る安全の向上

(密集度の高い市街地直上の飛行を局限)

(場外民間物件への航空障害灯の設置)



■ クリヤー・ゾーンの拡充

(場内の樹木の除去・場内の不用工作物の除去)



- 場内の樹木の除去
 - ・ 高木剪定 約230本
 - ・ 高木撤去 約 80本
- 場内の不用工作物の除去
 - ・ アンテナ撤去 約30m 1基
 - ・ 建物撤去 12㎡ 1棟

■ 航空保安施設の機能向上

(滑走路末端識別灯の新設等)

■ レーダーを使用したシステムの導入



- 滑走路末端識別灯の新設等
 - ・ 滑走路末端識別灯 新設一式
 - ・ 進入角指示灯 更新一式

県内企業受注機会拡大措置の実績

平成20年度沖縄防衛局において、沖縄県知事からの要請等を踏まえ、平成20年10月14日に県内企業の受注機会の拡大等措置を実施し、その実施した結果を取りまとめたものです。

【施策の内容】

① 総合工事の分離発注の検討

平成20年10月14日に6件の工事を13件に、平成20年11月13日に3件の工事を11件に分離発注。

② 総合評価方式での評価項目の見直し

総合評価方式に「地域評価型」を新たに加えることとし、「企業の信頼性・社会性」についての評価項目・点数を以下のとおり充実させる。

- 地域精通度の評価において、近隣地域内(当省工事以外を含む)における施工実績を「契約額1億円以上」から「施工実績件数」に見直し設定するとともに、評価点を加点する。
- 本店、支店、営業所の所在地を「同一県内」から「同一市町村等」まで絞り込んで設定可能とするとともに、評価点を加点する。
- 地域貢献度の評価において、地産品の使用状況を評価項目として新たに追加する。
- 地元企業を下請に使用する場合の評価点を大幅に加点する。(最大10点)
- 災害協定等・ボランティア活動による地域貢献度の実績を「特定地域」まで絞り込んで設定するとともに、評価点を加点する。

③ 競争参加資格の緩和

- W T O 基準額以上の競争資格の緩和
競争参加資格に用いる経営事項評価点数を1,200点以上から1,000点以上に緩和する。
- W T O 基準額未満の競争参加資格の緩和
工事規模・内容等を勘案し、下位等級業者の上位等級工事への参入機会を拡大する。

【施策の結果】

① 分離発注について

総合工事等9件の工事を24件に分離して発注しました。

発注者	県内	県外
受注件数(件)	21 (87.5%)	3 (12.5%)
受注金額(億円)	28.7 (93%)	2.2 (7%)

② 総合評価方式での評価項目の見直しについて

地域評価型においては、地域精通度・地域貢献度の評価項目・評価点数に加点できる対象工事として、48件の工事を発注しました。(全発注工事件数は96件)

発注者	県内	県外
受注件数(件)	44 (92%)	4 (8%)
受注金額(億円)	52.8 (91%)	4.9 (9%)

③ 競争参加資格の緩和について

緩和策により参入機会を拡大した工事件数は

- W T O 基準額以上の工事件数：2件
- W T O 基準額未満での下位等級業者を上位等級工事への参入機会を拡大した工事件数：35件

当局として、今後とも引き続き関係法令の枠組みの中で県内企業受注機会の確保に努めて参りますので、皆様方の積極的な入札参加をお願いします。

ソマリア沖・アデン湾における海賊対処



ソマリア沖・アデン湾は、日本関係船舶の主要航路の一つであり、昨今、この海域で多発・急増している海賊は、日本のみならず、国際社会にとって大きな脅威となっています。

今回、本誌ではソマリア沖・アデン湾における海賊対処について紹介します

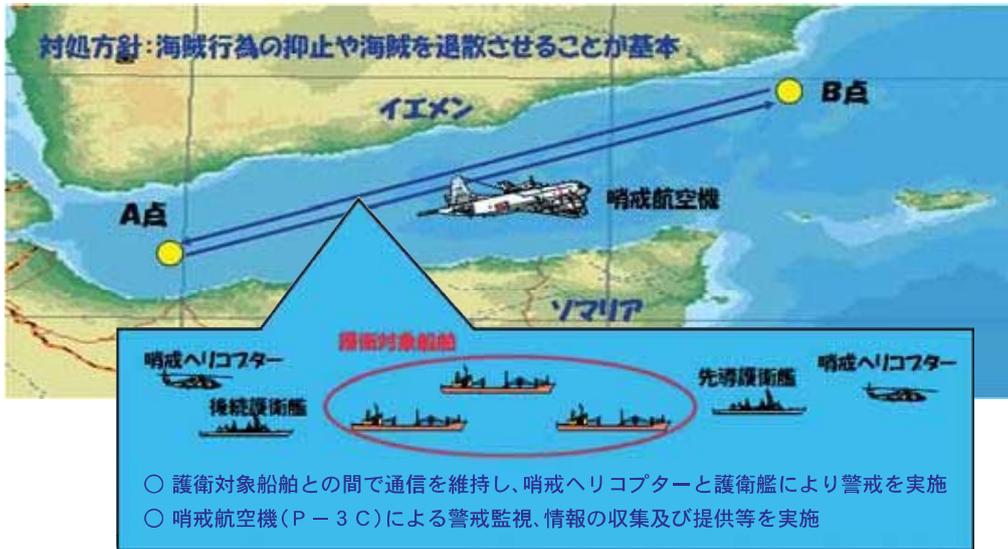
どうして派遣するの？

ソマリア沖・アデン湾の海賊は、日本を含む国際社会への脅威であり、緊急に対応すべき課題です。

日本関係船舶の主要航路の一つであるソマリア・アデン湾における海賊事案の急激な増加は、船舶の航行の安全に対する直接の脅威であるのみならず、海上輸送に従事する日本国民の生命及び財産並びに我が国の経済社会及び国民生活に大きな障害となっています。

したがって平成21年3月13日、防衛大臣が、内閣総理大臣の承認を経て自衛隊法第82条に基づく海上警備行動を発令しました。

どうやって護衛するの？しているの？(活動のイメージ)



日本船主協会会長からも以下のコメントをいただいています！

2009年4月1日

3月30日23時頃(日本時間)、5隻の商船が、海賊対処のためアデン湾に派遣された護衛艦「さざなみ」および「さみだれ」の護衛の下、同湾に設定された通航回廊の東端を出発し、約40時間後の本日4月1日午前(日本時間)、同回廊の西端に無事到着しました。5隻すべての船舶がアデン湾を安全に通航することができました。

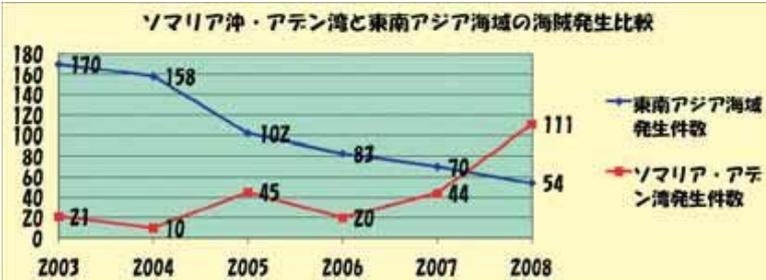
これも、護衛艦の乗組員の方々をはじめ、この任務に携わる防衛省および国土交通省の方々のご尽力の賜物であると厚く御礼申し上げますとともに、今後ともわが国商船隊の安全の確保を維持すべく任務を遂行いただけますようお願い申し上げます。

アデン湾は、欧州とアジアとを結ぶ海上交通の要衝であり、自衛艦による護衛が、同湾を航行するわが国関係船の安全を守り、わが国の経済および国民生活に大きく貢献するものと確信しております。われわれ外航海運会社としましては、安全かつ安定的な海上輸送サービスの提供をもってこのご尽力に報いるよう、引き続き努力してまいります。

以上

ソマリア沖・アデン湾における海賊問題は我が国にとって本当に脅威なの？

こんなに沢山発生している海賊事件！



我が国関係船舶も海賊に襲撃され、**他国船によって**救援を受けています！

化学物質輸送タンカー「ゴールデン・ノリ」強奪事件

(2007年10月28日)
日本のドーバール海運株式会社所有・パナマ船籍の化学物質輸送タンカー「ゴールデン・ノリ」号(乗員23名、邦人なし)がソマリア沖で強奪に合い、海上阻止活動に参加する**米軍艦船による**救援を受けました。

「高山」襲撃事件

(2008年4月21日)
日本郵船所有・日本船籍タンカー「高山」(約15万トン、邦人7名含乗員23名)が、アデン湾にて被弾し、**海上自衛隊が補給した**ことのあるドイツフリゲート艦が救援に向かいました。

海賊対処のために海上自衛隊から何が派遣されているの？ 何をしているの？

護衛艦や哨戒ヘリが派遣されています！

護衛艦「さざなみ」(海上の守り役)

哨戒航空機「P-3C」(空からの監視役)

哨戒ヘリ「SH-60K」(上空の守り役)

厚木 Atsugi

呉 Kure

大村 Omura

護衛艦「さみだれ」(海上の守り役)

護衛艦には、犯人の逮捕や捜査を行う海上保安官が同乗しています。

アデン湾における日本関係船舶の護衛をしています！

- (ア) 日本籍船
 - (イ) 日本人が乗船する外国籍船
 - (ウ) 我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船又は我が国の積荷を輸送している外国籍船であって、我が国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶
- 以上の船舶を、国土交通省と調整の上、護衛対象としています。

これまでどんな船舶を護衛してきたの？

(単位：隻)

	自動車専用船	タンカー	専用貨物船	一般貨物船	旅客船	コンテナ船	LPG船	LNG船	合計
4月	16	10	4	2	1	1	1	1	36
5月	6	12	4	2	2	1	1	0	28
合計	22	22	8	4	3	2	2	1	64

注：護衛実績は、5月26日現在である。

ングセレモニーが行われ、運用開始

平成20年度末に完成した施設の落成式・出発式が各自治体で行われました。各自治体や住民の皆様が待ち望んでいた事業に当局も協力させていただきましたが、今後とも防衛施設周辺住民の皆様方の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため各種施策の推進に取り組んでいきます。

🌸「宜野座村障害者福祉センター」は、障害者の社会参加と自立支援を促進し福祉の増進を図るために特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により建設されました。

この施設は、陶芸・手芸・木工の作品制作及び展示が行え、また、地域住民との交流など多目的にも利用できる施設として有効に活用されています。



🌸「伊江村園芸ハウス」は、産業の振興に寄与する施設として特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により建設されました。

この施設は、雨天時にもハイビスカスを中心とした花木の観賞が楽しめ、また、地域の美化及び緑化推進を図る施設としても有効に活用されています。

🌸「名護市スポーツリハビリテーションセンター」は、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業により名護市屋部に完成しました。

この施設は、県内初のスポーツフィットネスとリハビリ治療を目的とした医療が融合した複合施設であり、幅広い年代層の一般市民からプロスポーツ選手まで利用が可能となっております。これを機会に健康づくりを考えてみてはいかがでしょうか。



トレーニングルーム



プール

県内に新たな施設が完成 オープン



「沖縄市はしご付消防ポンプ自動車」は、中高層建築物における火災等の発生に危険に備え防衛施設周辺民生安定事業により配備されました。

本車両は四輪操舵方式で狭隘道路でも機動性を発揮し、迅速な消火、人命救助活動に役立つものがあります。

キャンプ・ハンセンにおける山火事への対応

金武事務所は、4月1日付けの人事異動で事務所職員7名のうち6名が新しく転入したところであるが、4月30日から5月1日にかけて発生した一昼夜にわたるキャンプ・ハンセンでの山火事は、転入職員に対する強烈な洗礼となった。

沖縄防衛局では、これまでに山火事に備え、施設内に防火用水槽、防火用道路などを設置しており、当日は火災が立入制限区域内で発生したことから、米軍は、消防車からの放水ができず、ヘリ2機により消火活動を行った。



事務所では、火災発生当日の午後2時30分頃、米軍から山火事発生との第一報を受け、現地の状況を把握するため直ちに職員2名を現場に派遣し、火災現場の監視体制を執り、同時に金武地区消防、石川警察署へ情報の提供を行った。

火の勢いは懸命な消火活動により、一時、弱まったように思えたが、乾燥と強風という消火にとって最悪の条件が重なったこともあり、ヘリによる消火活動が可能な日没までには、完全に鎮火できず、米軍の消防隊は夜間の監視体制をとることになり、事務所職員も夜を徹して火災の状況を見守ることとなった。

日没後、一時、くすぶっていたものの火は再び燃え広がり、一刻も早い消火活動の再開を待った。

夜明けを待って米軍ヘリによる消火活動が再開され、発生から21時間余り燃え続けた火災は、午前11時過ぎに収まり、鎮火したとの米軍からの連絡を受けたときには、職員一同安堵し、一気に疲労と睡魔に襲われた。

事務所の業務は、地域の皆様の声を肌で感じ、理解と協力を得ながら防衛行政を遂行していくものと認識しているものの、今回の山火事によって地域の皆様の不安を身をもって感じ、あらためて認識したところです。今後とも地域の声をしっかりと受け止め、地域の皆様の不安が解消されるよう努力していきたい。

第4回防衛セミナー

開催日 平成21年 **6月18日(木)**
Q19:00開場・受付開始 Q19:30開演 Q20:30終了予定

場所 沖縄産業支援センター 1階ホール
那覇市宇小保1831番地1 TEL:098-921-6234

講師 南西航空混成団司令部
テーマ 「空の守りと人命救助」
～航空自衛隊の任務と活動概要～

講師 恩納村長
テーマ 「恩納村と自衛隊との関わり」

参加方法
 ○参加無料 ○無料駐車場あり(約300台)
 ○先着順です。定員(約180名)になり次第締め切らせていただきますので、ご了承ください。
 ○事前の申込みの必要はありません。

アクセス
 ○沖縄都市モノレール(ゆいレール) 小樽駅より徒歩15分
 ○バス 金城バス停から徒歩3分

お問い合わせ先:
 防衛省 沖縄防衛局 企画部 地方調整課
 TEL:098-921-8131(代)(内線:204, 210, 213)
 〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町宇嘉手納290-9
<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>



お知らせ

防衛セミナーは、防衛省・自衛隊に対する皆様のご理解を推進するため開催します。多数のご参加をお待ちいたしております。

平成21年度 防衛省職員採用Ⅲ種試験

- 申込用紙等配布開始日 **5月18日(月)**
- 受付期間 **7月1日(水)～17日(金)**
- 第1次試験日 **9月27日(日)**

みなさまからの
 多くの申込みを
 お待ちしております。



〒904-0295 嘉手納町宇嘉手納290番地9
 沖縄防衛局総務部総務課人事係 tel(098)921-8140

沖縄防衛局からの公表

沖縄防衛局では、沖縄県政記者クラブ会員(地元マスコミ各社及び本土マスコミ各社)に対して、業務に関して、適宜、「お知らせ」しております。このコーナーでは、その一部をご紹介します。

件名：米軍家族住宅の空調改良工事に伴うアスベスト処理について

概要： 4月13日、真部沖縄防衛局長がキャンプ瑞慶覧(普天間住宅区域)の工事現場を視察するとともに米軍工事関係者とアスベスト処理の調整及び地域住民に不安感が増しており、早急に米軍が適切に対応すること、事実関係の確認及び安全性が確保されるまでの間、施設・区域に搬出しないこと等を申し入れ。

背景： 4月9日、宜野湾市のキャンプ瑞慶覧内で排出された廃棄物の中から、アスベスト(石綿)が検出されたとの報道に接し、当局は、4月13日、真部局長ほか局職員が工事現場確認をするとともに、米軍に対し申し入れたもの。

件名：普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書に係る説明会の開催について

概要： 4月14日、名護市内及び宜野座村内で説明会を開催することについての公告及び日程等のお知らせ。

背景： 同準備書は、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に基づき、方法書及び方法書の追加・修正資料の修正版に基づき実施した調査結果を取りまとめるとともに事業の実施に伴う周辺環境への影響の予測及び評価の結果等について記述したもので、同準備書を、4月1日沖縄県知事に送付し、4月2日から1か月間、当局ほかで縦覧するとともに、住民説明会を実施したものの。

件名：普天間飛行場代替施設建設事業に関し、現在キャンプ・シュワブ周辺において実施している現況調査の目的及び調査内容等について

概要： 5月12日、沖縄防衛局が自主的に実施している現況調査の内容等についてお知らせ。

背景： キャンプ・シュワブ周辺で自主的に行っている調査について、準備書作成のための環境調査とは目的や根拠法令等を異にするものであるが、環境上特に重要と考えられる項目について、データを蓄積する目的で、防衛省の所掌事務に基づき自主的に実施している旨お知らせしたものの。

お知らせの詳細は、沖縄防衛局のホームページに掲載しています。 <http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>